

総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 障害福祉サービス等報酬			調査対象 予 算 額	平成30年度：231,972百万円の内数 (参考 令和2年度：341,995百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

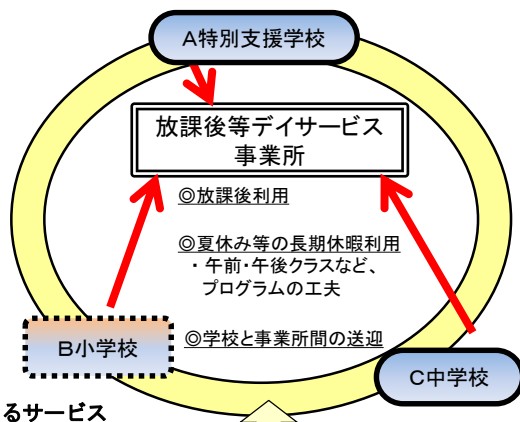
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者により、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、放課後等デイサービスは、学校に就学中の障害児に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進するものである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や事業所数は、全体として近年増加してきているが、放課後等デイサービスについて見るとその伸びは著しく、伸び率は、障害福祉サービス等全体の総費用額・事業所数の伸び率を大きく上回っている。なお、令和元年度における放課後等デイサービスの総費用額は、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.1%を占め、事業所数については全体の13.3%を占めている。

厚生労働省の「令和元年障害福祉サービス等経営概況調査」（以下、「令和元年経営概況調査」という。）によれば、放課後等デイサービス事業所の平均収支差率（（収入-支出）/収入）は11.0%であり、障害福祉サービス等全体の平均収支差率3.9%を大きく上回っていることから、利用者の状態に応じた収支の実態等を検証する。

放課後等デイサービスの事業概要



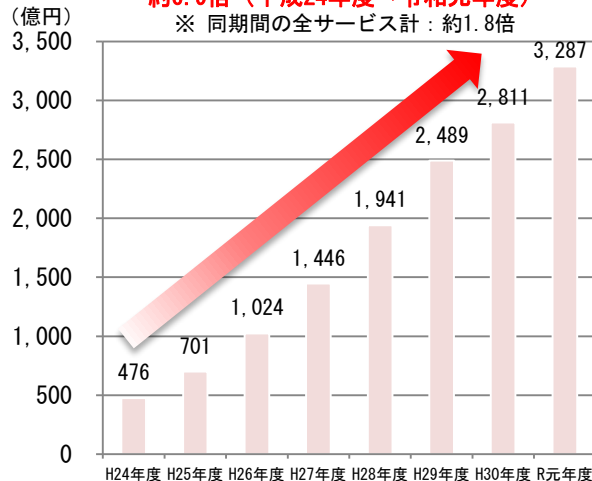
○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの総費用額

約6.9倍（平成24年度→令和元年度）

※ 同期間の全サービス計：約1.8倍

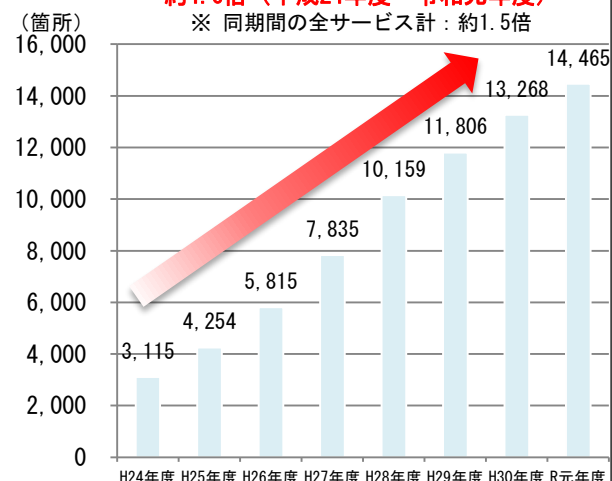


(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報

放課後等デイサービスの事業所数

約4.6倍（平成24年度→令和元年度）

※ 同期間の全サービス計：約1.5倍



(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報

(各年度3月の事業所数)

総 括 調 査 票

調査事案名 (21) 障害福祉サービス等報酬

②調査の視点

1. 利用者状態別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、利用者の状態に応じて以下のとおり区分され、それぞれ異なる報酬単位が定められていることから、区分別の経営状況に関する調査を行った。

- ①主として重症心身障害児を対象とする事業所
- ②区分1
指標該当障害児（特に支援を要する障害児）が、前年度利用者数の50%以上の事業所
- ③区分2
①、②以外の事業所

③調査結果及びその分析

1. 利用者状態別の経営状況

(1) 利用者状態別の報酬設定

区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所との人員配置等の差を踏まえて、相対的に低い報酬が設定されている。【表1】

【表1】区分別比較表

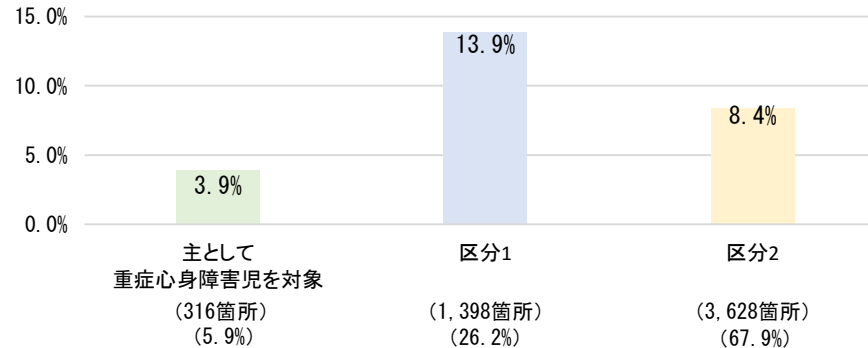
	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
利用者の状態	主として重症心身障害児	指標該当障害児が全体の50%以上	指標該当障害児が全体の50%未満
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 ・看護職員 ・児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者 各1人以上 等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（うち半数以上は児童指導員又は保育士） ・児童発達支援管理責任者 障害児10人に対して2人以上 1人以上 等	
基本報酬(※)	892～1,754単位	660単位	612単位

※利用定員10人以下で授業終了後のサービス、区分1・区分2においては営業時間が3時間以上の場合

(2) 区分別の平均収支差率

調査の結果、区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所と比較して、平均収支差率が高くなっており、特に区分1の平均収支差率については著しく高いことが確認された。このことより、現行の基本報酬が利用者の状態の違いによるコストの差をきめ細かく反映できていない可能性がある。【図1】

【図1】区分別平均収支差率



※【図1】の箇所数・割合は、区分別の回答事業所数及び回答件数全体に占める割合。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者状態別の経営状況

区分1・区分2の事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注）があることを踏まえ、次期報酬改定において、利用者の状態別の報酬については、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

総 括 調 査 票

調査事案名 (21) 障害福祉サービス等報酬

②調査の視点

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、常時見守りが必要な就学児への支援等の強化を図るため、人員配置基準上必要となる従業員数に加え、児童指導員等を加配する場合、児童指導員等加配加算を取得できることから、当該加算の取得状況別の経営状況に関する調査を行った。

【調査対象年度】
平成30年度

【調査対象先数】

平成31年3月1日時点で放課後等デイサービスの指定を受けている事業所（令和2年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止している事業所は除く。）

調査対象先数：12,819箇所
有効回答：5,375箇所
有効回答率：41.9%

※「③調査結果及びその分析」の図1及び図2における箇所数については、一部の無効回答を除外しているため、上記有効回答箇所数とは合致しない。

③調査結果及びその分析

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

(1) 児童指導員等加配加算の報酬設定
児童指導員等を1名加配した場合、加配した職員の職種に応じて加算Iを取得することができ、区分1の事業所については、さらに1名加配した場合、加算Iに加え加算IIを取得することができる。【表2】

【表2】区分別児童指導員等加配加算報酬一覧

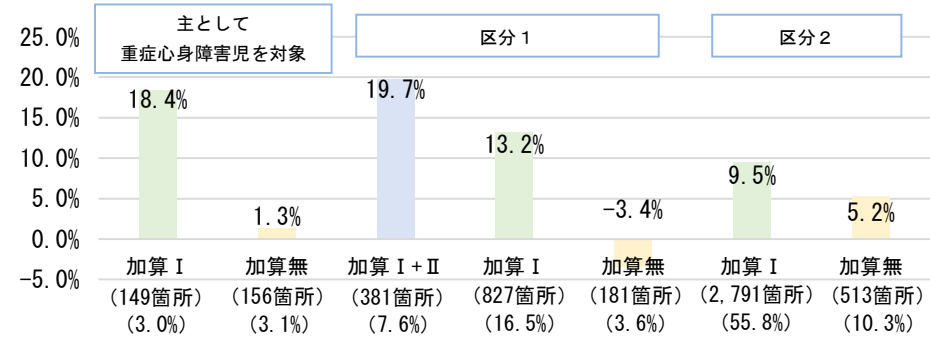
	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
加算I	理学療法士等 209~418単位 児童指導員等 155~309単位 その他の従業者 91~182単位	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	
加算II	取得不可	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	取得不可

※利用定員が10人以下の場合

(2) 児童指導員等加配加算の取得状況別の平均収支差率
調査の結果、児童指導員等加配加算を取得している事業所については、当該加算を取得していない事業所と比べて平均収支差率が高く、特に、区分1の事業所において加算I及び加算IIの両方を取得している場合の平均収支差率が著しく高くなっていることが確認された。また、当該加算による報酬は、放課後等デイサービス事業所全体の報酬額の約16.8%（※）を占めていることから、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性がある。【図2】

※国民健康保険団体連合会への請求情報より算出（令和元年12月サービス提供分）

【図2】区分別・児童指導員等加配加算取得状況別平均収支差率



※【図2】の箇所数・割合は、区分別の回答事業所数及び回答件数全体に占める割合。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算を取得している事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注）があること踏まえ、次期報酬改定において、児童指導員等加配加算については、職員の処遇状況等も適切に踏まえて、加配に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。